

# 賛助会員入会（寄付）申込書

届出年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

平成 \_\_\_\_\_ 年度より、特定非営利活動法人ポロクルの趣旨に賛同し当法人の事業に協力するために、下記の通り申し込みます。

■会員区分（賛助会員の場合は口数と合計金額を、寄付の場合は金額をご記入ください）

<input type="checkbox"/> 賛助会員/法人・団体（年会費 1 口 5,000 円）	_____ 口	計 _____ 円
<input type="checkbox"/> 賛助会員/個人（年会費 1 口 3,000 円）	_____ 口	計 _____ 円
<input type="checkbox"/> 寄付		計 _____ 円

■申込種別

法人・団体	ふりがな _____	
	ご担当者名	
個人	ふりがな _____	

■連絡先

住所	ふりがな _____		
	(ビル・建物名)		
電話連絡先		e-mail	

■匿名希望

希望する ※チェックがない場合、ホームページや年次報告書にお名前を記載させていただきます。

■通信欄（メッセージをどうぞ/請求書が必要な方もこちらへご記入ください）

■会費は下記口座へお振り込みください

<お振り込み先> 口座名義：特定非営利活動法人 ポロクル  
振込先口座：北海道銀行 札幌駅前支店 普通 1882724  
北洋銀行 札幌駅南口支店 普通 4488917

<連絡先> 特定非営利活動法人 ポロクル  
〒004-0051 北海道札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4-1

TEL:011-896-5601 FAX:011-896-5602

※「個人情報保護法」に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や承諾を得ないで第三者へ情報提供することはいたしません。

《事務所使用欄》

受付日	月 日	会員番号		
請求日	月 日	入金日	月 日	振込 ・ 現金

## 賛助会員規約

### 第1条 (目的)

本規約は、定款第3章に定めた会員規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとします。

### 第2条 (資格)

賛助会員とは、当法人の趣旨に賛同し、当法人を賛助するために入会した法人・団体、または個人とします。賛助会員資格は4月から翌年3月までの1年間とし、原則として自動継続とします。

### 第3条 (議決権)

賛助会員は当法人の総会における議決権を持ちません。

### 第4条 (入会)

当法人の賛助会員となる為には、別に定める「賛助会員入会（寄付）申込書」を申請し当法人理事長の承認を受けなければなりません。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知します。また、会員資格は1年単位とし、入会月にかかわらず、入会日より入会年度の3月31日までとします。

### 第5条 (入会金、会費及び納入)

賛助会費は、下記のとおりとします。

- (1) 入会金 0円
- (2) 会費

法人・団体	1口	5,000円	(年額)
個人	1口	3,000円	(年額)

#### (3) 納入

入会時は、「賛助会員入会（寄付）申込書」に記載の振込先に、原則1ヶ月以内に納入してください。自動継続時は、当法人から送付する請求書をもって納入してください。

なお、賛助会費の口数や住所等の変更を希望する場合は、請求書到着後1ヶ月以内に、別に定める賛助会員変更届出書を当法人に提出してください。

※賛助会員変更届出書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

### 第6条 (退会)

賛助会員が退会を希望する場合は、別に定める賛助会員退会届出書を当法人理事長に提出してください。ただし、既に納入された年会費は返還致しません。

※賛助会員退会届出書は、当法人からお送り致しますのでご連絡ください。

### 第7条 (除名)

賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名するものとします。その場合、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

### 第8条 (会費等の不返還)

定款第12条に基づき、賛助会員がすでに納入した年会費は返還致しません。